

○法務委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件	名						
15		裁判所職員定員法の一部を改正する法律案						
40	民事保全法案							
41	法例の一部を改正する法律案							
63	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案							
衆	参	"	衆	院議先				
三〇	三〇	三〇	元、三七	月 提 日 出				
(予)	三〇	(予)	元、三七 (予)	付 委 員 託 会	參 議 院			
	可 決六六		可 元、三六 決	議 委 員 会				
	可 決六九		可 元、三三 決	議 本 會 決				
四五	(予)	三三	元、三七	付 委 員 託 会	衆 議 院			
継 続 審 查	可 決六〇	継 続 審 查	可 元、三四 決	議 委 員 会				
	可 決六三		可 元、三四 決	議 本 會 決				
					備 考			

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理

を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであ
り、その内容は次のとおりである。

一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し、七百八十九人に
改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し、
二万四千四百一人に改める。

三、この法律は、平成元年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとします。

委員会におきましては、簡易裁判所判事を増員する理由、欠員等の状況、裁判官の定員を増員する必要性の有無、適正な裁判所の定員数等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

法例の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、近時の諸外国における国際私法、国籍法等の改正の動向及び最近の我が国における涉外的身分関係事件の增加にかんがみ、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指定を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層既したものに改めるとともに、身分関係の成立の容易化等を図ろうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚について、夫婦に共通の本国法または常居所地法等、夫婦に共通する法律を段階的に準拠法とする。

二、親子間の法律関係について、子の本国法または常居所在地法を準拠法とする。認知及び養子縁組の成立について、子の本国法において子の同意等がその要件とされている場合には、その要件をも備えなければならない。

三、婚姻の方式、嫡出親子関係の成立、認知及び準正について、当事者に関係がある複数の法律のうちのいずれかにおいてその要件を満たせばこれらの身分関係の成立を認める。養子縁組について、養親の本国法を準拠法とす

る。

四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法例の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指定期を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即したものに改めるとともに、本国法の決定等に関し所要の規定の整備を行うとするものであります。

その主な内容は、婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚について、夫婦に共通の本国法または常居所地法等、夫婦に共通する法律を段階的に準拠法とし、親子間の法律関係について、子の本国法または常居所地法を準拠法とし、認知及び養子縁組の成立について、子の同意を要する場合の規定を設ける等であります。

委員会におきましては、分かりやすい法律にする必要性、両性の平等・子の保護を図るための仕組み、当事者の方

が日本人の場合の特例、用語の概念等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終わりましたという、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。